

上尾市発注工事における主任技術者等に関する基準

令和7年4月1日

1 目的等

この基準は、上尾市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める主任技術者、監理技術者、専任特例1号・2号及び現場代理人に関し必要な事項を定め、もって工事の適正な施工の確保を図ることを目的とします。

なお、建設業法第26条に定める工事現場に置く技術者に係る本基準に記載のない事項については、国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度運用マニュアル」に基づくものとします。

2 定義

(1)主任技術者…建設業法第26条第1項に規定する者

工事現場における建設工事の施工技術の管理にあたる技術者をいい、一般建設業の許可要件（法7条2号イ、ロ、またはハに該当する者）を満たしている者をいいます。

法第26条第3項の重要な建設工事（請負代金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上）に該当する場合には、工事現場毎に専任で置くこととされています。

(2)監理技術者…建設業法第26条第2項に規定する者

元請負の特定建設業者が当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金総額が、5,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）になる場合にその工事現場に専任で配置される、施工の技術上の管理をつかさどる技術者のことをいいます。上記のような場合に主任技術者に代えて置かなければなりません。

(3)専任特例1号、2号…建設業法第26条第3項ただし書きの適用を受ける者

法第26条第3項の重要な建設工事（請負代金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上）に該当する場合には、主任技術者又は監理技術者について、工事現場毎に専任で置くこととされていますが、建設業法第26条第3項のただし書きの規定により、同項第1号（専任特例1号）または第2号（専任特例2号）に該当する場合には、2現場まで兼任が可能です。

① 専任特例1号…建設業法第26条第3項第1号

工事現場毎に専任で置くこととされている主任技術者又は監理技術者について、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件（P.4 専任特例1号を参照）に合致する工事に関して、兼任が可能です。

② 専任特例2号…建設業法第26条第3項第2号

「監理技術者を補佐する者」（注）を工事毎に専任で置く等、一定の要件に該当する場合（P.5 専任特例2号を参照）には、同一の監理技術者が2現場まで兼任が可能です（主任技術者は適用不可）。

注：主任技術者の資格を有する者（建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者で、監理技術者の職務を補佐する者として、受注者が当該工事現場に専任で置く者。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は主任技術者の資格を有する業種に限られる。

(4)現場代理人…建設業法第 19 条の 2 及び契約約款に規定する者

受注者の代理人として工事現場の運営・取締りを行うほか、重要な契約内容の変更や契約解除等を除き、工事の施工に関する一切の事項を処理する者として、受注者が当該工事現場に置く者。

(5)経營業務の管理責任者

次に掲げる建設業の区分に応じ、定める者をいう。

- ①一般建設業 建設業法第 7 条第 1 号に該当する者
- ②特定建設業 建設業法第 15 条第 1 号に該当する者

(6)営業所の専任技術者

次に掲げる建設業の区分に応じ、定める者をいう。

- ①一般建設業 建設業法第 7 条第 2 号に該当する者
- ②特定建設業 建設業法第 15 条第 2 号に該当する者

(7)専任

他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事すること。（当該工事現場への常駐を必要とするものではありません。）

(8)常駐

現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること。

3 主任技術者・監理技術者、専任特例1号又は2号等の配置要件

主任技術者又は監理技術者、専任特例1号又は2号若しくは監理技術者補佐は、法令で定める要件を満たし、かつ次の契約の区分ごとに定める日において、受注者との直接的な雇用関係が3か月以上継続している者でなければなりません。

- ①一般競争入札 入札参加資格確認申請書の提出期限の日
- ②指名競争入札 入札日
- ③随意契約 見積書の提出があった日

4 主任技術者等の専任(常駐)について

(1)主任技術者等の専任(常駐)の区分

受注者が主任技術者又は監理技術者、専任特例1号又は2号、若しくは現場代理人を専任(常駐)で置かなければならない区分は、下表のとおりです。

なお、要件を満たしている場合であっても、市長が工事の品質確保及び安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務不可とします。

また、付帯工事については当該本体工事と同一の工事とみなし、下表は適用しません。

○ 4,500万円(建築一式工事にあつては、9,000万円)未満

	専任区分
主任技術者 監理技術者	非専任(兼務可・届出不要)
現場代理人	常駐 ただし、次のいずれの要件も満たす場合は、3件の工事まで兼務可 ・国、県又は上尾市が発注する工事であること。 ・工事場所が上尾市内であること。

○ 4,500 万円（建築一式工事にあつては、9,000 万円）以上

	専任区分
主任技術者	<p>専任 ただし、次の場合には非専任（兼務可）。</p> <p>① 単価契約の工事（9に示す「主任技術者兼務届出書」の提出不要）</p> <p>② 次の要件を満たす工事は、原則2件まで兼務可。 <要件>次のア、イのいずれにも該当する工事。 ア 密接な関係にある工事で、次のいずれかに該当するもの a 工作物に一体性又は連続性が認められること。 b 相互の工事の資材を一括して調達すること。 c 工事の相当部分を同一の下請業者が施工すること。 イ 兼務する工事現場が2件とも上尾市内である場合、または工事現場の相互の間隔が概ね10 km以内の場所（工事現場が同一の場所である場合を含む。）において、同一の受注者が施工する工事</p> <p>③ 専任特例1号に該当する場合には2件まで兼務可。</p>
監理技術者	専任（専任特例1号または専任特例2号に該当する場合を除く）
専任特例1号	<p>主任技術者又は監理技術者は以下の①～⑧の要件を満たした場合に、専任を要する2現場の兼務が可能（専任特例1号）</p> <p><u>（注）専任特例2号との併用はできません。</u></p> <p>① 各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること</p> <p>② 建設工事の現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること</p> <p>③ 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること</p> <p>④ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること※1</p> <p>⑤ 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること</p> <p>⑥ 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること※2</p> <p>⑦ 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること</p> <p>⑧ 兼務する工事の数が2を超えないこと</p> <p>※1 土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者を配置（専任や雇用関係は不要）。</p> <p>※2 電磁的記録媒体による措置も可能。当該計画書は、帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。</p>

専任特例 2 号	<p>次のいずれの要件も満たす場合は、2 件の工事まで兼務可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計金額（税込）が 2 億円未満であること。 ・ 監理技術者補佐を専任で配置すること。 ・ 兼務する工事現場が 2 件とも上尾市内であること、または相互の間隔が概ね 10 km 以内であること。 ・ 兼務する工事の発注者から、兼務することについて了解が得られていること。 ・ 施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。 ・ 監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。 ・ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
現場代理人	<p>常駐</p> <p>ただし、主任技術者の兼務特例 (P. 4 主任技術者②) 又は専任特例 1 号 (P. 4) に該当する工事の場合には同一の主任技術者または監理技術者が兼務している工事に限り兼務可(いずれの場合も兼務可能な工事は 2 件までとなる)。</p>

※ 単価契約の取扱

単価契約の工事における主任技術者及び現場代理人は、請負代金の総額にかかわらず非専任（兼務可）とします。また、「9 兼務に関する手続きについて」に示す『主任技術者兼務届出書』、『現場代理人兼務届』及び『現場代理人の兼務届及び照会兼回答書』の提出は不要です。

(2)主任技術者等の専任（常駐）を要しない期間

「(1)主任技術者等の専任（常駐）の区分」にかかわらず、次のいずれかに該当する期間は、主任技術者・監理技術者、専任特例 1 号又は 2 号、若しくは現場代理人の専任（常駐）を要しない。

- ①請負契約の締結後から現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等の開始等の現場施工に着手するまでの期間
- ②工事用地等の確保の未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機等の工場製作を要する工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④工事完成後、工事検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。
ただし、上尾市の都合により、工事検査が工事完成通知を受領した日から 15 日以上経過した後に実施される場合にあつては、市が指定する期間
- ⑤下請業者にあつては、当該下請工事を実際に施工しない期間

※①から③までに定める期間について、上尾市及び受注者は打ち合わせ記録等の書面により明確にするものとする。

5 主任技術者・監理技術者、専任特例1号または2号、連絡員等と現場代理人の兼務

主任技術者・監理技術者・連絡員（P.4 専任特例④に規定する連絡員。以下同じ。）、専任特例1号又は2号と現場代理人の兼務については、下表のとおりとします。

		現場代理人との兼務
主任技術者・監理技術者・連絡員	請負代金が 4,500 万円（建築一式工事にあつては、9,000 万円）以上	同一工事に限り 1 件のみ兼務可
	請負代金が 4,500 万円（建築一式工事にあつては、9,000 万円）未満	同一工事に限り 1 件のみ兼務可 ただし、以下の工事等の役職に配置される場合は、3 件までとする。 ア 左欄の工事等の現場代理人等（※1） イ 左欄の工事の監理技術者等（※1） ウ 専任特例 1 号の工事の連絡員（※2） ※1 現場間の距離は P.4 主任技術者②イと同様 ※2 現場間の距離は P.4 専任特例 1 号②と同様
専任特例 1 号		同一の主任技術者又は監理技術者が兼務している工事に限り可（2 現場まで）
専任特例 2 号		他の案件を兼務していない場合に同一の工事に限り 1 件のみ兼務可
専任特例 2 号を配置する場合の監理技術者補佐		同一工事に限り 1 件のみ兼務可

6 経營業務の管理責任者と主任技術者等の兼務

経營業務の管理責任者は、常勤であることが求められます。このため、次の要件を満たし、かつ、他の要件を満たす場合に、主任技術者又は監理技術者、専任特例 1 号又は 2 号、若しくは現場代理人となることができます。

- ① 所属する営業所で契約締結した、請負代金が 4,500 万円（建築一式工事にあつては、9,000 万円）未満の工事であること。
- ② 本店、支店又は営業所が上尾市内にあり、工事現場と本店、支店又は営業所との間で常時連絡をとることのできる体制であること。

なお、現場の技術者等との兼務の基準は、「7 営業所技術者・特定営業所技術者と主任技術者等の兼務」と同様です。

また、要件に該当する場合であっても、市長が安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でないとは判断した場合は、兼務を認めないものとします。

7 営業所技術者・特定営業所技術者と主任技術者等の兼務

営業所技術者（一般建設業）・特定営業所技術者（特定建設業）は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことが職務です。このため、所属営業所に常勤していることが原則となります。

ただし、以下のいずれかの要件を満たす場合には、現場配置技術者への兼務が可能です（専任特例1号、2号との併用はできません）。

また、（1）～（3）の併用はできません。

現場代理人との兼務については、以下の要件を満たし、監理技術者等と営業所技術者・特定営業所技術者の兼務が認められた場合で、かつ、「5 主任技術者・監理技術者、専任特例1号または2号と現場代理人の兼務」により兼務することができる工事について、1件の工事のみ兼務が可能です。

（1）請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上の建設工事

- ① 所属する営業所で契約締結した工事であること
- ② 兼ねる工事の現場数が1以下であること
- ③ 監理技術者又は主任技術者の兼務特例の要件（P.4 専任特例）①～⑦を満たしていること
- ④ 当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

（2）請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満の建設工事で、営業所と工事現場が近接している場合

- ① 所属する営業所で契約締結した工事であること
- ② 所属する営業所での職務が適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること
 - 近接に関して、距離等の一律の規定はありません。交通の便や地域性を踏まえて、判断されます。
- ③ 所属する営業所と常時連絡が取れる状態であること
- ④ 当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

（3）請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満の建設工事で、（2）の場合以外

- ① （1）の要件を全て満たすこと

なお、上記要件に該当する場合であっても、市長が安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でないとは判断した場合は、兼務を認めないものとします。

8 主任技術者等の途中交代

適正な施工を確保するため、工期途中における主任技術者・監理技術者、専任特例1号または2号若しくは現場代理人の変更は、原則として認めない。

ただし、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合、または次の事由に該当しており、交代する技術者が同等以上の技術力を有していると市長が認めた場合は、変更を認めるものとする。

- ・受注者の責によらない契約事項の変更が生じたとき（例：災害の発生や発注者の都合により工期が延長された場合 等）
- ・工事工程上、技術者の交代が合理的なとき（例：工場から現地へ工事の現場が移行する場合 等）

なお、変更する際は「現場代理人等変更届」を提出すること。

9 兼務に関する手続きについて

本基準に基づく兼務を行おうとする時は、市長に下表の書類を提出すること。

なお、各書類は、一般競争入札にあつては落札候補者となったとき、指名競争入札・随意契約の場合にあつては受注者となったときに、速やかに提出すること。

	主任技術者	監理技術者	専任特例1号又は2号	現場代理人
主任技術者	・現場代理人等通知書 (・主任技術者兼務届出書※1)			現場代理人等通知書
監理技術者				現場代理人等通知書
専任特例1号			・現場代理人等通知書 ・人員の配置を示す計画書	現場代理人等通知書
専任特例2号			・現場代理人等通知書 ・専任特例2号の配置に関する届出書	現場代理人等通知書
現場代理人	現場代理人等通知書	現場代理人等通知書	現場代理人等通知書	・現場代理人等通知書 ・現場代理人兼務届 ・現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書 ※2
経營業務管理責任者	現場代理人等通知書			現場代理人等通知書
営業所技術者等	現場代理人等通知書		7(1)又は(3)による兼務 ・現場代理人等通知書 ・人員の配置を示す計画書	現場代理人等通知書

※1 請負代金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事で主任技術者の兼務を行うときは、市に主任技術者兼務届出書を提出すること。（請負代金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事は、提出不要。）

また、既に主任技術者として配置されている国または県の別の工事の発注者に、市長に提出した書類の写しを提出すること。（別の工事の発注者が上尾市の場合は、写しの提出は不要。）

※2 国又は県が発注する工事の現場代理人の兼務を希望する受注者は、市長に「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」を提出すること。